		日	号外	ページ
二八	復興庁が必要な予算を一括して要求し、確保する事業及び復興庁が実施に関する計画を定める事業を定める件の一部を改正する件	一〇		四
	○総務省			
一五四	自転車競走を行うことができる市の指定を取り消した件	一		三
一五五	登録証明機関の事務所の所在地の変更に関する件	一		三
一五六	無線機器型式検定に合格した機器の件	一		三
一五七	基幹放送普及計画の一部を変更する件	一	75	三七
一五八	放送法施行規則第六十四条の申請書及び同規則第六十五条第一項の事業計画書の記載事項のうち、特に公表することが適当である事項を定める件の一部を改正する件	一	75	三七
一五九	放送法施行規則第八十六条第一項の規定に基づく認定基幹放送事業者（協会及び学園を除く。）の事業計画書の変更の届出に関する事項を定める件の一部を改正する件	一	75	三七
一六〇	指定放送対象地域を指定する件	一	75	三七
一六一	地方税法施行規則第十六条の四の四第一項に規定する前々年度の全国の市町村たばこ税の額の合計額として総務大臣が定める額を定める件	一	75	三七
一六二	平成二十七年度地方債同意等基準を公表する件	一〇	特14	七二
一六三	平成二十七年度地方債計画を公表する件	一〇	特14	七九
一六四	平成二十七年度地方債充当率を公表する件	一〇	特14	八〇
一六五	政党交付金の交付を受けるべき政党の名称及び平成二十七年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額を公表する件	一三		二

		日	号外	ページ
一六六	臨時に開設するアマチュア局の無線設備の操作を行う場合の条件を定める件	一四		一
一六七	地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶以外を指定する等の件の一部を改正する件	一五	87	七
一六八	地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶を指定する等の件の一部を改正する件	一五	87	八
一六九	地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件の一部を改正する件	一五	87	九
一七〇	基幹放送普及計画の一部を変更する件	一五	87	九
一七一	無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件の一部を改正する件	二二		二
一七二	無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表を定める件の一部を改正する件	二二		二
一七三	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第十六条第一項の規定に基づき、総務省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を総合通信局長及び沖縄総合通信事務所長に委任した件の一部を改正する件	二二		三
一七四	情報通信ネットワーク安全・信頼性基準の一部を改正する件	二三		一
一七五	高度テレビジョン放送施設整備事業の実施に関する基本的な指針を廃止する件	二三	94	一
一七六	独立行政法人通則法第四十七条第一号の規定に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構に係る総務大臣の指定する有価証券を定める件の一部を改正する件	二四	95	三二
一七七	近傍の市役所等として総務大臣が定める事務所を定める件の一部を改正する件	二四	95	三二
一七八	放送法施行規則第百六十一条第五項において準用する同条第一項の規定により指定再放送事業者の指定の変更を行った件	二八	98	六六
一七九	放送法施行規則第百六十五条第三項の規定により指定再放送事業者が指定の効力を失った件	二八	98	七五
一八〇	**○総務省、経済産業省、国土交通省** 特定国外派遣組織を指定する件	三〇		三
一	石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件	二三		一
二〇	**○政治資金適正化委員会** 政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件	八		五
二一	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に変更登録をした者を公告する件	八		五
二二	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件	八		五
二三	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件	八		五
二四	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件	二四		二
二五	政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件	二四		三
一九〇	**○法務省** 公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件	一		四
一九一	日本国に帰化を許可する件	一		四
一九二 一九三	除籍の一部が滅失した件	二		二
一九四	公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件	二		二
一九五	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件	二	77	一
一九六 一九七	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件	二	77	一
一九八	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理			